

令和3年度特定施設のダイオキシン類排出状況に係る行政検査結果

令和4年9月
環境立県推進課

ダイオキシン類対策特別措置法第34条に基づき、特定施設から排出される排出ガス中のダイオキシン類濃度について行政検査を行った結果は、下記のとおりでした。

記

1 検査対象施設

ダイオキシン類対策特別措置法第2条に規定される「特定施設」のうち、大気排出基準適用施設5施設

【参考】令和3年3月31日時点対象施設数：50施設（鳥取市及び県東部4町域を除く）

大気排出基準適用施設：46施設、水質排出基準適用事業場：4施設

2 期間

令和3年10月から令和4年1月

3 分析機関

株式会社日本総合科学 山陰支所（米子市旗ヶ崎一丁目5-12）

4 検査結果の概要（詳細は別紙参照）

（1）大気排出基準適用施設

検査を実施した5施設のいずれも排出基準を満たしていた。

（2）水質排出基準適用事業場

令和3年度は行政検査の対象事業場なし。

令和3年度特定施設のダイオキシン類排出状況に係る行政検査結果一覧

1 大気排出基準適用施設

(単位：ng-TEQ/m³N)

No	施設名	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準 ※
1	鳥取県倉吉家畜保健衛生所	倉吉市清谷2丁目 132	R3. 11. 18	0. 0011	5
2	トーハク解体有限会社 森藤西焼却場	琴浦町大字森藤字八橋野ノ内中 駄道ノ下 364-1、11	R3. 11. 17	0. 19	5
3	王子製紙株式会社 米子工場	米子市吉岡 373	R3. 10. 20	0. 0047	1
4	有限会社藤原建材	西伯郡南部町大字馬佐良椿賤 80-1	R3. 12. 15	0. 78	10
5	大橋産業有限会社	米子市日下 1325	R3. 10. 28	2. 4	10

※ 排出基準は、設置年月日及び施設規模により異なる。

2 水質排出基準適用事業場

行政検査対象事業場なし

1 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月16日法律第105号）【抜粋】

（定義）

第2条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 ポリ塩化ジベンゾフラン
- 二 ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
- 三 コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「排出ガス」とは、特定施設から大気中に排出される排出物をいう。

4 この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水をいう。

（報告及び検査）

第34条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定施設を設置している者に対し、特定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 単位

(1) 1 ng（ナノグラム）：10億分の1グラム

(2) 1 pg（ピコグラム）：1兆分の1グラム

(3) TEQ（Toxic Equivalent 毒性当量）

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

(4) Nm³（ノルマル立方メートル）

採取した排ガスを温度0℃、圧力1気圧に換算した気体の容積